二　当該公益合併法人が当該合併により移転を受けた資産が法第四十条第十一項に規定する財産等であることを知つた日並びに当該資産の種類、所在地、数量、使用開始年月日（同条第十三項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的
三　第一号の特定贈与等を受けた公益法人等の名称及び主たる事務所の所在地
四　その他参考となるべき事項

27　法第四十条第十二項に規定する引継法人が同項に規定する当初法人から同項に規定する引継財産の贈与を受けた場合における同項において準用する同条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　当該引継法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該贈与を受けた年月日
二　当該引継法人が当該当初法人から当該贈与を受けた資産が法第四十条第十二項に規定する引継財産であることを知つた日並びに当該贈与を受けた同条第八項に規定する公益引継資産の種類、所在地、数量及び特定処分を受けた日の前日における価額
三　当該引継法人が当該贈与を受けた当該公益引継資産をもつて資産を取得した場合には、その取得をした資産（次号において「代替公益引継資産」という。）の種類、所在地、数量、取得価額及び取得年月日
四　当該引継法人の当該公益引継資産（代替公益引継資産を含む。）の使用開始年月日（法第四十条第十三項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的
五　当該当初法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに特定処分を受けた年月日並びに当該特定処分後において法第四十条第八項に規定する特定一般法人に該当することとなつた事情の詳細
六　当該公益引継資産が施行令第二十五条の十七第二十一項第二号に掲げる引継財産である場合には、第十六項又は第十七項の規定により計算した金額及び当該金額の計算に関する明細
七　その他参考となるべき事項

28　法第四十条第十二項に規定する受贈公益法人等が同項に規定する特定一般法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合における同項において準用する同条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　当該受贈公益法人等の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該贈与を受けた年月日
二　当該受贈公益法人等が当該特定一般法人から受けた贈与が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第百十九条第二項第一号ロに掲げる寄附に該当する旨
三　当該受贈公益法人等が当該特定一般法人から贈与を受けた資産が法第四十条第九項に規定する財産等であることを知つた日並びに当該財産等の種類、所在地、数量、使用開始年月日（同条第十三項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的
四　当該特定一般法人の名称及び主たる事務所の所在地
五　その他参考となるべき事項

29　法第四十条第十二項に規定する譲受法人が同項に規定する譲渡法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合における同項において準用する同条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　当該譲受法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該贈与を受けた年月日並びに当該譲受法人の第十九項第三号イからニまでに掲げる者の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める日
二　当該譲受法人が当該譲渡法人から贈与を受けた資産が法第四十条第十項に規定する財産等であることを知つた日並びに当該財産等の種類、所在地、数量、使用開始年月日（同条第十三項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的
三　当該譲渡法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該譲渡法人の第十九項第一号イからハまでに掲げる者の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める日
四　その他参考となるべき事項

第十八条の十九に次の一項を加える。

32　施行令第二十五条の十七第二十九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第四十条第十六項に規定する公益法人等の名称及び主たる事務所の所在地
二　法第四十条第十六項に規定する受贈資産の種類、所在地及び数量
三　当該受贈資産を当該公益法人等に贈与又は遺贈をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該贈与又は遺贈をした年月日
四　当該受贈資産につき法第四十条第十六項の規定による確認を求める理由（当該受贈資産が平成二十年十二月一日以後の贈与又は遺贈に係るものである場合には、当該確認を求めるやむを得ない理由を含む。）
五　その他参考となるべき事項

第十八条の十九の二第二項中「（昭和四十年大蔵省令第十二号）」を削る。

第十八条の二十一第一項を削り、同条第二項中「第二十六条第二項第二号ロ」を「第二十六条第二項」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　施行令第二十六条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が同条第一項各号のいずれかに該当するものであること及び耐震基準（法第四十一条第一項に規定する耐震基準をいう。第一号、第九項第四号ロ(2)及び第二十三項において同じ。）又は経過年数基準（法第四十一条第一項に規定する経過年数基準をいう。第二号において同じ。）に適合するものであることにつき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類により証明がされたものとする。
一　当該家屋が施行令第二十六条第一項各号のいずれかに該当するもの及び耐震基準に適合するものである場合　登記事項証明書（当該家屋が当該各号のいずれかに該当するものであることが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び当該各号のいずれかに該当するものであることを明らかにする書類）及び国土交通大臣が財務大臣と協議して定める当該家屋が耐震基準に適合する旨を証する書類
二　当該家屋が施行令第二十六条第一項各号のいずれかに該当するもの及び経過年数基準に適合するものである場合　前号に規定する登記事項証明書

第十八条の二十一第九項第三号中「規定する既存住宅」の下に「（次号に規定する要耐震改修住宅を除く。）」を加え、同号イ中「第一項各号」を「第二項各号」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　その者のその居住の用に供する家屋が法第四十一条第二十四項に規定する要耐震改修住宅（同項の規定により同条第一項に規定する既存住宅とみなされるものに限る。）である場合　次に掲げる書類
イ　当該要耐震改修住宅（当該要耐震改修住宅とともに当該要耐震改修住宅の敷地の用に供されていた土地等の取得をした場合には、当該要耐震改修住宅及び当該土地等。(1)から(3)までにおいて同じ。）の第二項第一号に規定する登記事項証明書、売買契約書の写し、補助金等の額を証する書類、住宅取得等資金の額を証する書類の写しその他の書類で次に掲げる事項を明らかにする書類
(1)　当該要耐震改修住宅を取得したこと。
(2)　当該要耐震改修住宅を取得した年月日
(3)　当該要耐震改修住宅の取得に係る施行令第二十六条第五項に規定する対価の額
(4)　当該要耐震改修住宅の床面積が五十平方メートル以上であること。
(5)　当該要耐震改修住宅に係る住宅の取得等が特定取得に該当する場合には、その該当する事実